

## 成年後見制度講演会

成年後見制度は、平成 12 年（2000 年）介護保険制度と同時にスタート

## 1 利用の事例

悪質商法に対抗（同意権と取消権）

騙されて物品等の購入をさせられた場合、クーリングオフにより 8 日以内ならば解約ができるが、それを超えると対抗できない。裁判といっても、時間とお金がかかる。後見人が当該事項について同意権を持つ場合、後見人の同意がないと契約ができない。また、後見人の同意なしに契約されたものについては、取り消すことができる。

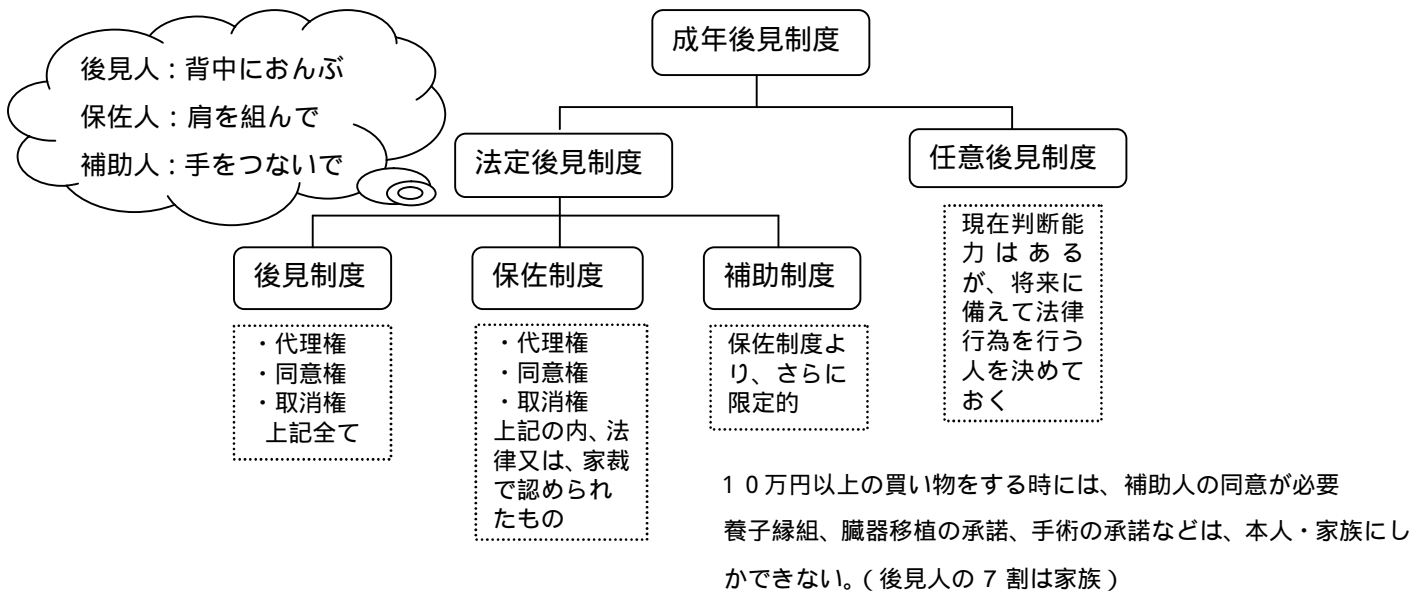
金銭管理（代理権）

民生委員やサービス事業者ではできない。特に、定期預金や一部の金融商品は後見人を立てていないと解約ができない。本人であっても、本人に判断能力がないと見受けられた場合解約ができない。

介護保険等のサービスの契約（代理権）

福祉サービスの契約等は、本人または親族にしかできないが、代理権のある後見人にはできる。

## 2 成年後見制度の種類



## 3 制度の利用について

- ・申請人は、本人、配偶者、直系 4 親等以内（義理 3 親等以内）の親族、市区町村長（身寄りのない人）
- ・申し立ては、近隣の家庭裁判所へ医師の診断書を添えて。（尾三地区は尾道、竹原は呉）
- ・どの制度になるかは、家裁の判断による。申請費用は 10 万円程度（低所得者には補助もあり）
- ・後見人は 1 年に 1 回報酬付与の申し立てを家裁に行う。【19,000 円/月（施設）～28,000 円/月（在宅）】  
支払いができない場合は基金を利用したり、各市町の支援事業を利用する。

## 4 若年者の後見について

基本的に、後見は本人が亡くなるまで継続するのが原則、しかし若年者の場合、継続性を勘案し後見人を 2 人立てることもある。また、財産管理を法人である信託銀行が、身の回りのことを社会福祉士が受け持つこともある。

後見人不足により、市民後見の研修も都会では取り組まれ始めているが、広島県ではまだ実施されていない。

## 成年後見制度講演会（2012年1月15日）

講師：三原市手をつなぐ育成会会長 安棟信雄さん

成年後見制度は、2000年4月1日介護保険と同時に施行されました。それまでの制度は、禁治産・準禁治産制度と言われ、いくつかの問題点を抱えていました。

### 【旧制度の問題点】

- 制度が作られたのは明治時代であり、本人の保護・家財産の保護は強調されても本人の自己決定権の尊重や身上配慮など、本人の基本的な人権は必ずしも重視されていなかった。
- 禁治産という用語は「（家の）財産を治めることを禁ず」という意を持ち、家制度の廃止された現行の民法（親族・相続法）に合致しない。また国家権力により私有財産の処分を禁ぜられ無能力者とされること、また禁治産・準禁治産が戸籍に記載されることが人格的な否定等の差別的な印象を与えがちであった。これらにより、禁治産制度の利用に抵抗が示されやすかった。
- 裁判所の受案件数が少なく処理が定型化していなかったこともあり、鑑定を引き受ける医師が少なく時間とコストの負担が少なくなかった。
- 比較的軽度の判断能力の低下の場合であっても一律に行為能力を制限する準禁治産者の宣告を受けることになるため、制限が過剰である場合があった。特に浪費者の場合に裁判所の運用によって鑑定なしで準禁治産宣告を行うなど、やや無理が目立っていた。
- 配偶者がいる場合に法律上当然に配偶者が後見人となる旨の規定があり、実情に即した弾力的な運用が困難であった。
- 保佐人の取消権について法律の明文の規定を欠いていたため、その行使の可否について解釈上の争いがあった。（ウィキペディアより抜粋）

以上のような問題点を踏まえ、成年後見制度では、自己決定権の尊重 残存機能の活用 ノーマライゼーション の3つの理念を基にしています。

認知症、知的障害や精神障害のある方が、社会生活を送るうえでいろいろな契約や遺産分割などの法律行為をする場合に、判断する能力が不十分なためにその契約によってどのような効果が生じるのか、自分のした行為の結果の判断ができなかったり不十分だったりすることがあります。

成年後見制度は、このような方々について、本人の持つ預貯金や不動産などの財産管理、あるいは福祉施設への入退所など生活に配慮する身上監護などを、本人の代わりに法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する制度で、旧制度の「禁治産（準禁治産）制度」を改正（介護保険制度スタート（平成12年）前に）したものです。

・改正内容としては、

2類型（禁治産、準禁治産）を「後見」・「保佐」・「補助」の3類型に（禁治産が後見、準禁治産が保佐に相当し、新たに「補助」の類型が作られました。これらを「法定後見」といいます。）

市町村長申立が可能に

（少子高齢化に伴い、身寄りの無い方の申立が可能になりました。）

市町村の戸籍への記載を廃し登記制度（法務局）に

（以前の制度は、利用への抵抗感がかなりあったようです...）

任意後見制度創設

（法定後見は裁判所が後見人を選ぶのに対し、任意後見は本人があらかじめ代理人を選んでおき、自身の判断能力が不十分になった場合に財産管理や身上監護をしてもらいます。）

## 法人後見・複数後見が可能（配偶者後見の廃止）

（家庭裁判所が個々のケースに応じ適切に後見人等を選任でき、本人の保護体制が充実されます。）

## 身上配慮義務規定創設

（後見人等の職務は財産管理だけでなく、生活や療養看護にも及ぶことが明らかになりました。ただし、ここでいう生活に配慮するとは、介護労働そのものを行うことを意味するものではありません。）の6点です。

成年後見制度のあらまし、利用手続きの流れは、別紙参照。（講演会に参加された方は、当日資料参照）

二十歳までは、未成年後見人として親が自然と後見人です。その流れで、二十歳になれば、成年後見人として親がまずは気軽な気持ちで、成年後見人の申請をしてみる事です。家庭裁判所の調査がありますが、子供を一個人として尊重し、いずれは第三者に後見人を引き継ぐ気持ちなど説明できれば、問題なく選任されるでしょう。親が自身の判断能力等の問題で後見人をできなくなった場合や、親と子供の意見が相反して子供の意思を曲げてしまうようになった場合は、第三者に後見人を引き継ぐことになりま



す。後者の場合は、非公式ですが、親が成年後見監督人のような立場に関わるようになるかと思えます。親が後見人として選任されている場合は、引き継ぐ場合、次期後見人さえ決めれば手続きが非常に簡単になります。費用として、鑑定書費用が10万円とありますが、必ずしも必要ではなく、診断書で間に合うことも多いようです。

障がい者がいくらぐらい預金を持っていれば、生活できるのかという問題ですが、現在の貨幣価値で500万円あればまず大丈夫です。入院などの突発的な費用のためのお金。生活費は障がい者年金（プラス工賃）でトントン。マイナスでも500万円を取り崩して行って、仮に預金がなくなれば、最終的に生活保護に移行すれば良いと思います。8万円の障がい者年金で20年間で約2,000万円、6万円の障がい者年金で約1,500万円です。しかし、そこまでためる必要はないわけですから、どうお金を有意義に使うのかを考えるべきです。（自立生活や入所の場合は、上記のような金額は残りませんので、そこは親として500万円をどう残してやるかは課題です）後見人も相応の報酬をもらえることになっていますので、後見人が親であっても、しっかりその責務を果たし子供から報酬をもらっても構わないと思います。

成年後見制度の問題点として、後見になった場合、被後見人の選挙権がなくなるという問題があります。（裁判で係争中）補佐、補助は選挙権は残ります。補佐であれば選挙権を残しつつ、後見制度のかなりの部分をカバーできます。

## 【講演を終えて】

成年後見の法的手続きにハードルの高さを感じていた訳ですが、そこまで難しくないことが分かりました。二十歳を越えて、後見人でない親が子供の代理として法的行為を代理することは、基本的には違法であり、代理できないこともあるわけですから、後見人登録の手続きをすみやかにやる大切さも実感しました。

成年後見を考える時に、親が成年後見人になるということで、子供の生活設計を考えたり、生活を豊かにする為に、どうお金を使っていくかを考えるきっかけになるように思います。まだ未成年者の親御さんにとっては、少し先のことですが、なるべく自己決定ができる環境を整えたり、お金を有意義に使う為の余暇の過ごし方を考えることなど、二十歳を迎えるまでに取り組む課題が見えたのではないのでしょうか。